

# 自主防災組織訓練等経費補助金とは

市では、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織が防災訓練を実施する場合に、補助金（上限10万円）を交付します。

補助の対象となる防災訓練の経費は、自主防災組織が町内住民を対象として防災訓練を実施するために必要な経費及びその他これらに類する目的により支出する経費です。

## 補助対象となるもの

### 1 防災訓練に係る経費

防災訓練は、いざというときに的確な対応をとるために欠かせないものです。以下の訓練の例を参考に地域で必要な訓練を実施しましょう。

#### 【訓練の例】

- 避難訓練（災害時要配慮者の誘導等も含む）
- 情報収集・伝達訓練
- 避難所運営訓練
- 給食給水訓練（炊き出し訓練等）
- 初期消火訓練（消火器訓練、バケツリレー訓練、地震体験、煙体験等）
- 救出・救護訓練（心肺蘇生法、AED講習等）

防災訓練の実施に必要な会議に係る飲食代も対象としますが、補助金の額の10%以内とし、飲食店の利用やアルコールの提供を伴う会議は対象外とします。

### 2 備蓄品や資機材の購入経費

災害発生時に、流通が混乱するなど日常の飲食が困難となる場合の備蓄品や応急的な対応を迫られた場合に必要となる資機材を準備しましょう。各世帯（自助）と地域（共助）を合わせて1週間分の確保に努めるようにお願いします。なお、補助対象となる備蓄品・防災資機材の例は3頁をご覧ください。

問い合わせ先 高崎市総務部防災安全課  
電話：027-321-1352

### 3 地域防災マップや緊急時連絡網の作成・印刷に係る経費

防災の基本は、自分たちの住む町をよく知ることです。

地域内の危険箇所を確認することや高齢者や障害者等の要配慮者を確認するなどの防災巡視や防災点検を実施し、結果を地図に掲載して自主防災組織独自の地域防災マップを作成しましょう。

また、災害時における市からの緊急情報や自主防災組織内で把握した危険な現象をいち早く連絡するために緊急時連絡網を作成し、情報連絡体制の確立に努めましょう。

#### 【補助対象】

- 防災マップや緊急時連絡網の作成・印刷に係る経費

### 4 防災意識の普及啓発活動に係る経費

災害に対する理解を深め、自主防災活動の必要性や具体的かつ実践的な防災活動を学び、地域住民の防災意識の向上を図ります。

#### 【補助対象】

- 外部から招く講師への謝金等
- 普及啓発に必要な図書、DVD等の教育映像
- ※ 先進地への視察に係る経費は対象外とします。

### 5 地域の防災リーダー養成経費

災害や防災に関する知識を有するほか、防災活動を行うための手法を習得し、率先して実践する人材となる防災リーダーが必要となる場合に、補助金の額の10%を上限として対象とします。

#### 【補助対象の例】

- 防災士の資格取得経費

### 小学校区単位等で合同防災訓練を実施する場合の特例

自主防災組織が合同で防災訓練を実施する場合に、連合会を組織し、自主防災組織が受けることのできる補助金を連合会へ充当し、連合会が補助金の交付を受けられることができる制度を新たに設けました。詳細はお問い合わせください。

## 補助対象となる備蓄品・防災資機材（例）

避難・情報収集・伝達用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 携帯用ラジオ</li> <li>2 拡声器</li> <li>3 懐中電灯</li> <li>4 トランシーバー(免許申請等の費用は除く)</li> <li>5 地図、模造紙、メモ帳</li> <li>6 油性マジック、ボールペン</li> <li>7 トイレトペーパー、ウェットティッシュ</li> <li>8 簡易トイレ</li> <li>9 タオル、マスク、軍手、ビニール手袋</li> <li>10 のぼり旗(標旗)</li> </ol>	救出・救護用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 のこぎり、バール、かけや、つるはし、スコップ、手斧・なた、ジャッキ、カラビナ、ロープ、ウインチ、ハンマー、ワイヤカッター、チェーンソー、はしご</li> <li>2 ヘルメット、ゴーグル、ホイッスル</li> <li>3 防煙・防塵マスク、皮手袋</li> <li>4 多機能ナイフ、ボルトクリッパー</li> <li>5 テント、担架、毛布</li> <li>6 リヤカー、車椅子</li> <li>7 救急セット(消毒液、ガーゼ、包帯など)、医薬品、ポリエチレンラップ</li> <li>8 生理用品、紙おむつ</li> <li>9 AED</li> <li>10 ごみ袋、ポリタンク</li> </ol>
初期消火・水防用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器</li> <li>2 消火用バケツ</li> <li>3 救命ボート(法定備品含む)</li> <li>4 救命胴衣</li> <li>5 防水シート</li> <li>6 シャベル</li> <li>7 土のう袋</li> <li>8 土のう用の砂</li> <li>9 一輪車</li> </ol>	給食給水用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保存用飲料水</li> <li>2 非常食(乾パン、アルファ化米など)</li> <li>3 炊飯装置、鍋、やかん、おたま</li> <li>4 ガスボンベ、カセットコンロ(予備ボンベ)</li> <li>5 紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン</li> <li>6 給水タンク、ろ過装置</li> <li>7 着火用ライター</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災倉庫(物置)</li> <li>2 発電機</li> <li>3 投光機</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 住宅用火災警報装置</li> <li>5 家具等の転倒・落下防止対策器具</li> <li>6 ブルーシート</li> </ol>	

# 訓練等補助金の申請のながれ

★申請書の提出は、事業実施の1ヶ月前までに提出してください。

自主防災組織

市

## 1. 申請書の提出

【提出書類】 ◆ 申請書

【添付資料】

- ① 事業計画書  
※町内回覧文(案)、消防署への訓練依頼でも可
- ② 予算書  
※見積書でも可
- ③ 編成計画表
- ④ 理由書

## 申請書の受領

【事務処理】

※概ね2週間

交付決定通知書の  
発送

## 2. 交付決定通知書の受領

## 3. 事業の実施

【訓練資機材等の購入】

- ① 領収書等の支払い書類の保管

【訓練等の事業実施】

- ① 参加人員の確認
- ② 訓練写真の撮影

## 4. 実績報告書の提出

【提出書類】

- ◆ 実績報告書
- ◆ 収支精算書

※会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類

【添付資料】

- ① 領収書、レシートの写し
- ② 写真(訓練の様子、購入資機材)

実績報告書の  
受領

【審査】

※概ね2週間

支出処理

## 5. 補助金の入金